

伊崎田中学校いじめ防止基本方針

はじめに

ここに定める「伊崎田中学校いじめ防止基本方針」は、平成 25 年 6 月 28 日公布、平成 25 年 9 月 28 日に施行された「いじめ防止対策推進法」第 13 条を踏まえ、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。また、平成 29 年 3 月には文部科学省において「いじめ防止等のための基本的な方針」の見直しが行われたことを受け見直した。

第 1 いじめの防止等のための基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、子どもの人権に関わる重大な問題であり、全ての生徒に関する問題です。いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめがなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての生徒が、いじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できることを旨としてしなければならない。

一方で、生徒は、学校生活における様々な人間関係の課題に直面しながら、個人として、あるいは集団として関係を調整しつつ課題を解決していくものです。学校教育におけるそうした普遍的営みこそが、いじめ問題の解決においても重要であり、教育活動全体を通じて、いじめを許さないという一人一人の心と、集団としての問題解決ができる力を育てることを大切にしなければならない。

なお、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下に取り組まなければならない。

2 いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」(平成 25 年法律第 71 号) 以下同じ

(定義)

第 2 条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。この際、いじめには、多様な態様があることを鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることがないよう努める。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒との何らかの人的関係を指す。「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。なお、被害を受けた生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていない場合についても加害行為を行った生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。加えて、いじめられた生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、学校が「いじめ」という言葉を使わず指導するなどその全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らないことにも留意することが必要である。ただし、厳しい指導を要しない場合であっても、法が定義するいじめに該当する場合には、事案を直ちに学校いじめ対策組織へ情報共有しなければならない。

具体的ないじめの態様（例）

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
 - ・ 不快に感じるあだなをつけられ、しつこく言われる
 - ・ 容姿や言動について、不快なことを言われる
 - ・ 「消える」「死ね」などと存在を否定される
- 仲間はずれや集団による無視をされる
 - ・ 遊びや活動の際、集団の中に入れない
 - ・ わざと会話をしない
 - ・ 席を離す、避けるように通る
- ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
 - ・ ぶつかるように通行する、通行中に足をかけられる
 - ・ 遊びと称して、よく技をかけられたり、叩かれたりする
 - ・ 叩かれたり、蹴られたりすることが繰り返される
- 金品をたかられる
 - ・ 脅されてお金や品物を要求される
 - ・ 筆記用具を何度も貸しているが返却されない
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
 - ・ くつつを隠される
 - ・ 持ち物を取られ、傷をつけられる、ゴミ箱に捨てられる
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
 - ・ 机や壁に誹謗中傷を書かれる
 - ・ 人前で衣服を脱がされる
 - ・ 脅されて万引き等をさせられる
- パソコンや携帯電話等を使って、誹謗中傷や嫌なことをされる
 - ・ ブログや掲示板に誹謗中傷や事実と異なることを書かれたり、個人情報や恥ずかしい写真を掲載されたりする
 - ・ いたずらや脅しのメールを送られる
 - ・ SNSのグループからわざと外される

3 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの禁止及び防止

(いじめの禁止)

第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

(学校におけるいじめの防止)

第15条 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全ての生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。そのためには、道徳科の授業や、学級活動、生徒会活動等の特別活動において、生徒が自らいじめの問題について考え、議論する活動や、校内でいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動、相談箱を置くなどして子供同士で悩みを聞き合う活動等、子供自身の主体的な活動として推進することが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点や生徒を取り巻く環境等にも着目し、関係機関との連携の中で解決する観点が必要である。加えて、いじめを生まない、解決できる学級・学校づくりを目指し、全ての生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。このことは、「つらいことがつらいと言える」人間関係づくり、「分からないことが分からないと言える」授業づくり、「自分の居場所があり思ったことを素直に言える」環境づくりといった人権尊重の視点に立った学校づくりと通ずるものである。なお、学校として特に配慮が必要な以下の生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行うことが必要である。

- 発達障害を含む、障害のある生徒
- 海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる生徒
- 性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒
- 東日本大震災により被災した生徒又は原子力発電所事故により避難している生徒

(2) いじめの早期発見

(いじめの早期発見の措置)

第16条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。

4 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、生徒のささいな変化に気付く力を高める必要がある。

具体的には、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する必要がある。また、ささいな兆候であっても、いじめは軽微なものが徐々に深刻化していくこともあることから、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを軽視することなく積極的にいじめを認知することが必要である。さらに、例えば転入学やクラス替えなどの児童生徒を取り巻く周囲の環境が大きく変わる場合には、ささいな変化に気付くことができるよう、より一層の注意が必要である。

いじめを認知する際の留意点として、例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。この場合、微かなサインに気付くための「学校楽しいーと」や「SNSチェックシート」の質問紙を活用するなど、生徒の心身の状態や交友関係の状況等を多面的に把握してアセスメントを行うことも有効である。

ただし、このことは、いじめを受けた生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめを受けた生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

いじめの早期発見のため、学校や学校の設置者は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して生徒を見守ることが必要である。

(3) いじめへの対処

(いじめに対する措置)

第23条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

- 2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。
- 3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。
- 4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。
- 5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。これに関連して、学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得るという認識をもたなければならない。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。なお、法第26条では、「市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第35条第1項の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。」と定めており、一定の教育的配慮の下に、適切な運用が必要である。また、市町村の教育委員会は、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、地域の実情に応じ、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討することが求められる。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れ

があり、直ちに警察に通報することが必要なものなどが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のもとで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

「いじめ解消」 定義

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。「いじめが「解消している」状態とは、少なくとも2つの要件が満たされている必要がある。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットトラブルも含む。）が止んでいる状態が少なくとも3か月の期間継続していること。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害生徒・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。

また、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

(4) 教職員の資質の向上

学校におけるいじめの問題の解決のためには、一人一人の教職員の力量に期待するところが極めて大きい。そのため、教職員がいじめの問題や「見つめる」「思いをめぐらす」「向き合う」といった子供に関わるための基本的な姿勢について正しい共通認識を持ち、適切な対処が行われるよう、教職員研修等を通して、いじめの問題への対処の在り方等について、理解を深めておくことが必要である。また、特定の教職員のみで対応するのではなく、学校における組織的な対応を可能にする体制整備が必要である。いじめを生まない、解決できる学級・学校づくりに向けては、教員一人一人の授業力や学級経営力の向上が必要であり、いじめの未然防止のために、いじめ問題に関する各種研修（複数回）の機会の充実に努め、教職員の気付く力を高めることが必要である。また、いじめの問題に対して、その態様に応じた適切な対処ができるよう、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を活用して、教職員のカウンセリング能力等の向上を推進することが大切である。

なお、体罰は、法律上も禁止されている上、暴力を容認するものであり、生徒の健全な成長と人格の形成を阻害し、いじめの遠因となるものであることから、教職員研修等により体罰禁止の徹底を図る。

(5) 地域や家庭、関係機関との連携

(保護者の責務等)

第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

(関係機関等との連携等)

第17条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めるものとする。

生徒の健やかな成長を促すためには、社会全体で生徒を見守り、学校関係者と地域、家庭とが連携していくことが必要である。

例えば、PTAや地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けるなど、いじめの問題について地域、家庭と連携した対策を推進する。

また、いじめの早期発見のため、家庭生活における小さな変化を把握することや、いじめを行った生徒に対して根気強く毅然とした指導を継続して行っていくためには、保護者の理解・協力が不可欠であり、そのための十分な連携を推進する。

いじめの問題への対応において、学校が、いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要である。そのため、平素から、学校や学校の設置者と関係機関の担当者の窓口交換や情報共有体制を構築しておく。

また、教育相談の実施に当たり必要に応じて、医療機関などの専門機関と連携し、法務局等、学校以外の相談窓口についても生徒へ適切に周知するなど、連携した取組を行う。

○ 連携する機関及び連絡先

関係機関	連絡先
志布志市教育委員会	472-1111
志布志警察署	
伊崎田駐在所	
県総合教育センター教育相談室	099-294-2788
大隅児童相談所	0994-43-7011
志布志市	472-1111

第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

1 いじめの防止等のために学校が実施する施策

(学校いじめ防止基本方針)

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(1) 学校いじめ防止基本方針の趣旨

学校は、いじめの防止等のため、学校基本方針を定め、いじめの防止等の対策のための組織を中核として、校長のリーダーシップの下、組織的に取り組む体制を確立し、教育委員会とも適切に連携して、学校の実情に応じた対策を推進する。

(2) 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、国、県、町の基本方針を参酌し、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や取組の内容等を定め学校だよりやホームページ等で公開する。

(3) 学校基本方針の内容

ア 学校基本方針には、いじめの防止のための取組、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修など、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処など、いじめの防止等全体に係る内容を定める。

イ いじめの防止の観点から、包括的な取組の方針を定め、その具体的な指導内容のプログラム化を図る。

ウ 校内研修等、教職員の資質向上を図る取組や、いじめの早期発見・いじめ問題への対応の在り方等について具体的な取組方法を定める。

エ 学校基本方針が、当該学校の実情に即して、問題なく機能しているかを既存の生徒指導委員会等で確認したり、学校におけるいじめ防止等の対策のための組織（いじめ防止対策推進委員会、いじめ防止対策推進会議：法第22条）を中心に点検したりし、必要に応じて見直すというPDCAサイクルを、学校いじめ防止基本方針に盛り込む。

(4) 留意事項

ア 学校基本方針の策定に当たっては、方針を検討する前の段階から、「いじめ防止対策推進会議」や「学校運営協議会」などを活用し、保護者等地域の参加も図り、地域と一体となった学校基本方針が策定できるよう努める。

イ 「いじめ防止対策推進委員会」は、職員会議や各種委員会を通じた教職員の意見、生徒会等による生徒の意見を反映させた学校基本方針の策定に努める。そのことを通して、生徒が主体的かつ積極的にいじめ防止に取り組めるよう支援する。

ウ 策定した学校基本方針については、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に生徒やその保護者に示すとともに、学校のホームページで公開する。

(5) いじめ対策委員会の設置

日頃からいじめの問題等、生徒指導上の課題に関して組織的に対応するために設置している組織である「生徒指導委員会」を、いじめ防止等の措置を実効的に行う組織に充てる。

ア 目的

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対策を推進することで、いじめ防止を啓発、未然防止するための対策を総合的かつ効果的に対応することを目的とする。

イ 組織構成

生徒指導主任を中心に、校長、教頭、各学年担任、養護教諭で通常は構成する。状況に応じて副担任、部活動顧問等の関係の深い教職員を追加するようにする。さらに、重大事態への対応として、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなど心理や福祉の専門家、スクールカウンセラー、学校運営協議会委員、児童・民生委員等外部専門家が参加しながら対応する。

ウ 運営

隔週、水曜日に生徒指導委員会内で、いじめ対策委員会を兼ねる。いじめ予防の観点から、話し合いを行う。内容については、全職員に報告を行い、共通理解を図る。必要に応じて関係職員を招集し、臨時のいじめ対策委員会を行い、迅速かつ適切に対処する。といった対応を組織的に実施する。

2 学校におけるいじめの防止等に関する取組

(1) いじめの未然防止の取組

ア 職員の取組

- ア) 生徒同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。また、いじめについて考えさせる場（学活、道徳等）を計画的に設ける。
- イ) 授業、各行事、部活動等において、生徒の取組や努力等を認め、自己肯定感や自己存在感を育むことができるよう努める。
- ウ) いじめは絶対に許さないという職員の明確な姿勢を示す。
- エ) いじめは許さないという自分の意志によって、行動ができるよう指導する。また、いじめを見て見ぬふりをしないよう指導する。
- オ) いじめ等については、一人で悩まずに、家族、学校、友だち、関係機関等に相談するよう指導する。
- カ) 全教育活動を通して、人権教育や道徳教育の充実を図るとともに、体験活動やボランティア活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- キ) 情報モラル教育を推進し、生徒が、スマートフォン等によるトラブルやマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう、継続的に指導を行う。

イ 生徒の取組

ア) 生徒会活動を中心とした学校生活への主体的な取組

- ・ 学校専門部を中心に、学校生活に関連したそれぞれの努力目標達成に向けて、主体的に取り組むことで、規範意識をお互いに高め、自治能力を培う。
- ・ 「いじめは絶対に許さない。」「いじめ等については、一人で悩まず、周りの人に相談する。」「いじめを見て見ぬふりをしない。」等の宣言を行う。
- ・ 生徒会が中心となり、生命・いじめについて考える週間や人権週間において、いじめ防止や標語募集を呼びかけ、生徒間の意識の高揚を図る。

イ) 授業、各行事、部活動等において、級友や友だちの取組や努力等が認められるよう努める。

ウ 保護者の取組

・ P T A活動の充実

P T A活動を充実させることで、学校、生徒に関わり教職員と一体となって、子どもの成長を見守り、安心感を与える。

(2) いじめの早期発見の取組

ア 職員の取組

ア) 生活実態調査（毎月）や無記名アンケート、教育相談を定期的実施（年3回）し、生徒の状況等は把握するとともに、職員で情報を共有する。

イ) 職員と生徒との温かい人間関係づくりや保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。

ウ) 全職員による校内巡視等を計画的に実施する。

エ) 保護者に対して、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用について、周知を図る。また、いじめホットライン等、外部の相談機関を紹介し、生徒が相談しやすい環境を整える。

オ) 学校だよりやP T A会合等を通して、学校の取組等を発信するとともに、情報の収集・共有に努める。

イ 生徒の取組

ア) いじめを許さない、正義の通る学年、学級づくり

いじめを許さないという強い意志をもち、相手を思いやり、いじめがあれば、すぐに相談したり、伝えたりする雰囲気や学年、学級でつくる。

イ) リーダーを中心とした自浄作用のある仲間づくり生徒会のリーダーを中心にして、お互いの学校生活を高める意識をもって主体的に活動し、規範意識を高め合える仲間づくりをする。

ウ 保護者の取組

ア) 子どもの小さな変化への気付き

家庭での子どもの様子を把握し、小さな変化を見逃さないようにする。

イ) 教職員や関係機関との連携、相談

子どもの小さな変化に気付いたら、教職員や関係機関に相談したり、連携を図ったりするなどして迅速な対応がとれるようにする。

(3) いじめの早期対応の取組

ア) 「組織」を核とした対応

いじめを認知した場合には速やかに事実の確認を行い、学年部・生徒指導部を中心に迅速で組織的に対応する。また、必要に応じて臨時のいじめ対策委員会を設ける。

「組織」を核として、情報の共有を図るとともに、いじめを受けた生徒への支援、いじめを行った生徒への指導、周囲の生徒へのケア等について、教職員の役割分担を明確にし、必要に応じて市教育委員会へ報告し、指導・助言を受ける。

イ) いじめを受けた生徒への対応

いじめを受けた生徒の安全を直ちに確保してから、いじめを受けた生徒の側に立ち、絶対に守りとおすという姿勢を明確に伝え、共感しつつ話をよく聴き、いじめの内容や関係する生徒などの事実関係を明らかにする。

また、具体的な対応を示し、必ず解決することを伝え、安心感を与えるとともに、注意深く見守り、安心感をもたせながら支援を行う。

必要に応じて、スクールカウンセラーや臨床心理相談員等を活用し、生徒の心のケアを図る。

ウ) いじめを行った生徒への対応

いじめを行った生徒からも、十分に話を聴き、いじめの内容や関係する生徒などの事実関係を明らかにする。

その後、いじめは人間の生き方として絶対に許されない、卑怯な行為であることを理解させて、すぐにいじめをやめさせるとともに、傷ついた相手の気持ちを理解させ、心から謝罪できるように指導する。

さらに、学校の「組織」が中心となって組織的・継続的に見守り、指導を徹底していく。そのために必要に応じて、スクールカウンセラーや臨床心理相談員等を活用し、生徒の心のケアを図る。

エ) いじめを通報した生徒等への対応

学校は、通報した生徒のプライバシーが完全に守られるよう、十分に配慮する。また、勇気をもって教職員にいじめを通報した生徒を十分に称賛するとともに、守り通すことをはっきり伝え、いじめを通報した生徒の安全を確保するための取組を徹底する。

オ) いじめを行った集団及び周囲の生徒への対応

いじめている生徒のまわりで、一緒になって見ていることなどは、いじめ行為と同じであることを理解させる。さらに、いじめられている生徒の気持ちになって考えると、何もしないでいることは、いじめを行ったのと同じように思われることに気付かせる。

また、いじめは他人事ではなく、自分の問題として考えさせるとともに、いじめを見かけたら、すぐに知らせる勇気をもたせる指導を行う。

カ) 保護者への対応

いじめを受けた生徒の保護者に対しては、家庭訪問し、丁寧に状況を説明するとともに、学校としての取組方針を伝え、誠実に対応する。

いじめを行った生徒の保護者に対しても、家庭訪問し、丁寧に状況を説明するとともに、学校としての指導方針を伝え、協力を求める。

学校は、双方の保護者ともに連絡を密にし、謝罪の場を設けるなど、誠意を

尽くした対応を続けるとともに、保護者の心のケアを図るため、必要に応じて、スクールカウンセラーや臨床心理相談員等を活用する。

キ) 地域や家庭、関係機関等への対応

学校運営協議会、PTA等地域の関係団体等と、いじめ問題について協議する機会を設けたりするなど、いじめ問題に対して地域や家庭と連携した対策を日頃から推進することが必要である。また、いじめを発見した場合は、必要に応じて協力を依頼することも考えられる。

さらに、いじめの問題における指導において、十分な効果を上げることが困難な場合などには、児童相談所や警察などの関係機関との適切な連携が必要である。

3 重大事態発生時の緊急対応

(1) 重大事態の意味

ア 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合（法第28条第1項第1号に係る事態）

- ・ 生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な障害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神症の疾患を発症した場合

いじめを受けた生徒の状況に着目して判断する。

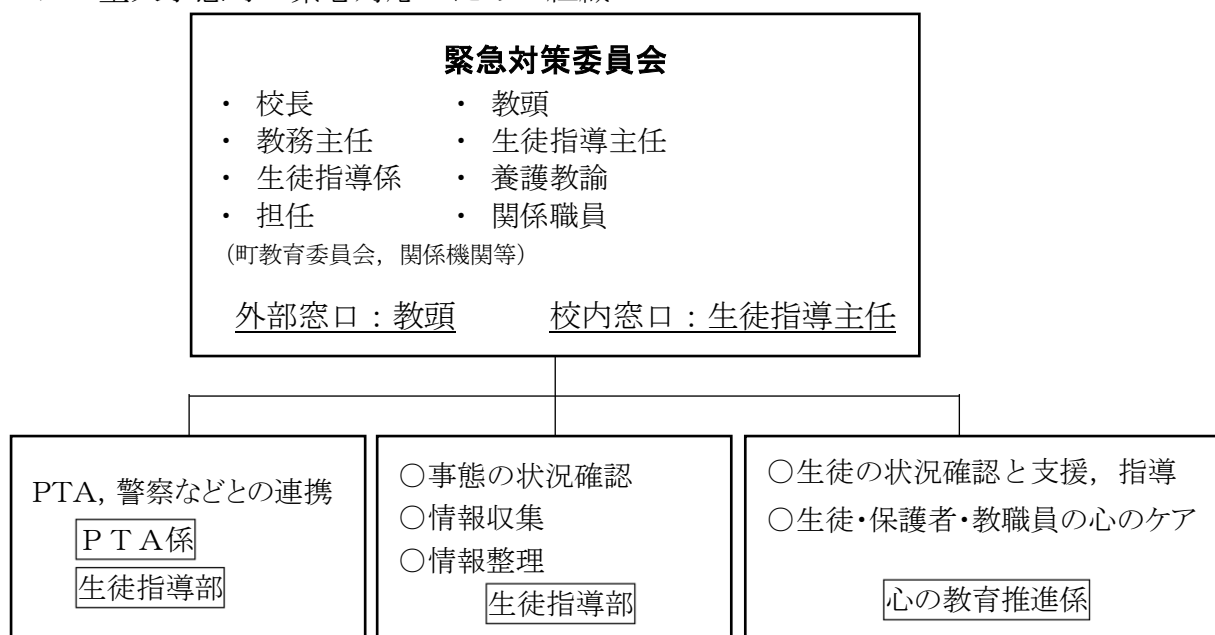
イ 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合（法第28条第1項第2号に係る事態）

不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、市教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態への対処

ア 重大事態時の緊急対応のための組織



イ 重大事態の報告

重大事態を認識した場合、学校は町教育委員会に報告する。

ウ 全校体制による緊急対応学校の「いじめ対策委員会」は、市教育委員会と連携して全校体制で対応する。

- ・ 事態の状況確認、情報収集、情報整理
- ・ 生徒の状況確認と支援・指導、生徒・保護者・教職員の心のケア
- ・ P T A、警察等との連携

(3) その他留意事項

ア 心のケア

いじめられた生徒及びその保護者はもちろんのこと、調査そのものが調査対象の生徒や保護者に心的負担を与えることも考慮し、調査の実施と並行して、臨床心理相談員やスクールカウンセラーの派遣を依頼する。

イ 調査にあたっての説明等

ア) いじめられた生徒及びその保護者に対して

- ・ 調査方法や調査内容について、十分説明し、合意を得ておく。
- ・ 調査経過についても、適時・適切な方法で報告する。

イ) 調査対象の生徒及びその保護者に対して

- ・ 調査によって得られた結果については、分析・整理した上で、いじめられた生徒及びその保護者に情報提供する旨を十分説明し、承諾を得ておく。

ウ) 報道取材等への対応

プライバシーへの配慮を十分に行い、事実に基づいた、正確で一貫した情報を提供するために、学校と市教育委員会が十分連携して対応する。なお、自殺については、連鎖（後追い）の可能性等を踏まえ、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。

エ) 実践への意欲喚起

伊崎田中学校いじめ防止基本方針を、学校のホームページで公表し、生徒一人一人のいじめの防止への理解と認識を深め、実践への意欲喚起を図ることができるようにする。